

「安全・安心なまちづくり」について

岐阜県環境生活部環境生活政策課

臼田 祐二

1 犯罪情勢と体感治安の悪化

2 最近の犯罪発生背景

- 1) 地域における人間関係の希薄化
- 2) 規範意識の低下、個人主義の広がり
- 3) 地域社会に対する無関心
- 4) I Tの進展、高速道路網の発展

3 「安全・安心まちづくり」への取り組み

- 1) 安全・安心まちづくりボランティア等の登録制度
- 2) 安全・安心まちづくり地域連携会議の開催

4 「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」

- 1) 「安全・安心まちづくり県民運動」推進の拠り所
- 2) 安全・安心まちづくりに取り組む各主体の責任・役割の明確化、連携の強化
- 3) 子どもの安全確保
- 4) 犯罪の減少につながる生活環境づくり
- 5) 地域コミュニティの再生による防犯活動の活性化
- 6) 犯罪被害者に対する支援

5 条例制定後の新たな取り組み

- 1) 安全・安心まちづくりアドバイザー制度
- 2) 安全・安心まちづくり活動事例集
- 3) 安全・安心まちづくりボランティアサミット
- 4) 安全・安心まちづくりリーダー養成講座

6 地域安全活動と地域コミュニティの再生

7 県と市町村の「安全・安心まちづくり」

改正 平成二〇年一〇月一五日条例第四一号

岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例をここに公布する。

岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 推進体制及び活動の支援等（第九条―第十二条）

第三章 安全・安心まちづくりのための基本的施策（第十三条―第二十二條）

第四章 犯罪被害者等への支援等（第二十三条）

附則

犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、県民すべての願いであり、県民生活や社会経済の発展の基盤となるものである。

しかしながら、少子高齢化、国際化や家族形態の変化といった近年の社会情勢の変化は、人々の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識や人間関係の希薄化、また、社会的な規範意識の低下が心配されている。

岐阜県においても、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が後を絶たず、その手口も複雑かつ多様化しており、県民の治安に対する不安は広がっている。

県民すべての願いである犯罪のない安全で安心な地域社会を実現していくためには、行政施策や警察活動だけでなく、県民一人ひとりが「自分の地域の安全は自分たちで守る」という意識を高め、行動するとともに、地域で暮らすものが積極的に地域活動に参画し、多文化共生の地域づくりに配慮することで、互いに信頼し合い、連携し、協力して地域社会の連帯を深め、暮らしやすい生活環境づくりを進めていく必要がある。

岐阜県では、これまでも「安全・安心まちづくり県民運動」を展開し、地域住民による自主的な犯罪の防止活動の取組も進められている。この取組を一層盛り上げ、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図ることを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（以下「安全・安心まちづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を促進し、及び犯罪の防止に配慮した生活環境を整備するための基本的な事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「自治会等」とは、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

2 この条例において「ボランティア団体等」とは、安全・安心まちづくりに関するボランティア活動（営利を目的とせず不特定多数のもののために行う活動であって、自発的な意思に基づいて自立的に行うものをいう。）を行う集団、個人若しくは当該活動を主として行う団体又は安全・安心まちづくりに関する活動を行う一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。

3 この条例において「県民等」とは、県民、事業者、自治会等及びボランティア団体等をいう。

一部改正〔平成二〇年条例四一号〕

（基本理念）

第三条 安全・安心まちづくりは、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- 一 地域の安全は地域で守るという意識に支えられた県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を尊重すること。
- 二 県、市町村及び県民等が適切に役割を分担し、互いに連携し、及び協力すること。
- 三 乳幼児、児童、生徒、高齢者その他の犯罪の防止に配慮を要する者の安全確保に特に配慮すること。
- 四 県民等が互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行わなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりについての理解を深め、日常生活において自らの安全を確保するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県、市町村及び自治会等が行う安全・安心まちづくりに関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりについての理解を深め、安全・安心まちづくりに関する活動に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県、市町村及び自治会等が行う安全・安心まちづくりに関する施策及び活動に協力するよう努めるとともに、その従業員が安全・安心まちづくりに関する活動に参加しやすい環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動において、その実情に応じて、犯罪の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自治会等及びボランティア団体等の役割)

第七条 自治会等は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりについての理解を深め、安全・安心まちづくりに関する活動を主体的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が行う安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 ボランティア団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が行う安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との協力)

第八条 県は、地域における安全・安心まちづくりを推進する上での市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が安全・安心まちづくりを推進するために行う施策に関し、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第二章 推進体制及び活動の支援等

(推進体制の整備)

第九条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が情報を共有し、意見を交換し、互いに連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(行動計画の策定等)

第十条 県は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、安全・安心まちづくりに関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、行動計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を聴かななければならない。
- 3 県は、第一項の規定により行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更をする場合について準用する。

(広報活動及び啓発活動)

第十一条 県は、安全・安心まちづくりに関し、県民等の関心を高めるとともに、その理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、県民等の安全・安心まちづくりに関する活動への参加の気運を醸成するため、安全・安心まちづくりについての広報活動及び啓発活動を重点的に行う期間を定めるものとする。

(県民等の自主的な活動の支援及び促進)

第十二条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を促進するため、地域において当該活動を行う人材の育成を行うものとする。

第三章 安全・安心まちづくりのための基本的施策

(学校等における児童等の安全確保)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、児童、生徒及び乳幼児（以下「児童等」という。）の保護者、地域住民並びに当該学校等の所在地を管轄する警察署長と連携し、及び協力して、学校等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 県は、学校等における児童等の安全を確保するため、学校等を設置し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、学校等における児童等の安全の確保に関する指針を策定するものとする。

(通学路等における児童等の安全確保)

第十四条 学校等を設置し、又は管理する者は、通園、通学等のために利用されている道路、児童等が日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）を設置し、又は管理する者、児童等の保護者、地域住民及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長と連携し、及び協力して、通学路等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、通学路等における児童等の安全の確保に関する指針を策定するものとする。

(児童等の安全教育の充実)

第十五条 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、児童等の保護者及び地域住民と連携し、及び協力して、児童等が犯罪の被害にあわないようにするための教育の充実が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者等の安全確保)

第十六条 県は、高齢者その他の犯罪の防止に配慮を要する者（以下「高齢者等」という。）の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の整備等)

第十七条 住宅（共同住宅を含む。以下同じ。）を建築し、又は改修しようとする者及び住宅を設計し、建築し、改修し、又は供給しようとする事業者（以下「建築主等」という。）並びに共同住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の整備を促進するため、建築主等及び住宅を所有し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を策定するものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等の整備等)

第十八条 道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の整備を促進するため、道路等を設置し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を策定するものとする。

(犯罪の防止に配慮した施設の整備等)

第十九条 深夜（午後十時から翌日の午前四時までの間をいう。）において小売業に供される施設、

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第八号及び岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第三十条第一項各号に規定する営業に供される施設、映画館、店舗、飲食店、遊技場等の用途に供される複合的な集客施設その他の特に犯罪の防止に配慮を要する施設（以下「施設」という。）を設置し、若しくは管理する者又は施設において事業を営む者は、当該施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する施設の整備を促進するため、施設を設置し、若しくは管理する者又は施設において事業を営む者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した施設の構造、設備等に関する指針を策定するものとする。

（犯罪の防止に配慮した自動車等及び自動販売機の普及等）

第二十条 自動車、原動機付自転車及び自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、その販売に際し、犯罪の防止に配慮した自動車等及び機器の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、犯罪の防止に配慮した設備を有する自動販売機を設置し、又は自動販売機について犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止のための空地又は空家等の適正管理）

第二十一条 空地又は空家等を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家等について、出入口の施錠、柵の設置、草刈りその他の犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（インターネットを利用した犯罪等の防止のための措置）

第二十二条 県は、インターネットを利用した犯罪、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）による犯罪その他のコンピュータ及び電磁的記録を対象とする犯罪を防止するため、県民等に対し、コンピュータ、携帯電話等の適正な利用に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 犯罪被害者等への支援等

第二十三条 県は、国、市町村並びに犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支援する団体と連携して、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県民等は、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月十五日条例第四十一号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。